

## 燕市産業振興協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の産業振興に関する必要な事項を協議し、効果的な施策の推進に寄与するため、燕市産業振興協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営基盤の強化に関すること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新に関すること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の人材の育成・確保及び従業員の福利厚生の充実に関すること。
- (4) その他中小企業者及び小規模企業者の振興に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業振興部商工振興課において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。